

東日本大震災みやぎ子ども育英基金奨学金
申請書作成・手続き・流れ

1 申請書、現況届及び異動届の作成

①申請書（様式第1号）

- ・初めて奨学金（月額金）を申請する時に使用します。
- ・また、一時金の申請にも使用します（小学校、中学校、高等学校等を卒業する時に毎回提出する必要があります）。
- ・初めての申請が、月額金と一時金で重なるときは、それぞれ別葉となります。
- ・兄弟姉妹がいる等の場合、添付書類はいずれか1名に添付し、他の子どもの申請書にはその旨を付け書きしてください。

②現況届（様式第2号）

- ・月額金の給付決定を受けた者（受給者）が、翌年度も継続して月額金の給付を受けようとする場合に提出が必要です。
- ・毎年度、提出が必要です。（基本的に添付書類は不要ですが、大学生等で自宅外通学の月額金を受け取る場合には、アパートの賃貸借契約書の写し等が必要です）。

③異動届（様式第5号）

- ・住所、氏名（姓）、振込先口座又は年度途中の転校等により在籍学校等が変更になる場合、提出が必要となります。

2 毎年度の手続き期間

①申請書（様式第1号）

〔月額金及び過年度の一時金〕

- ・**随時**受け付けます。
- ・奨学金の給付時期は、原則として通常の給付の時期（7月及び1月）に準じます。

〔一時金〕

- ・毎年、1月4日から1月末日までの間に受け付けます。
※受付期間が過ぎてしまった場合は、宮城県教育委員会（022-211-3613）まで御連絡ください。
- ・奨学金の給付は、3月20日までにを行います。

②現況届（様式第2号）

- ・毎年、4月1日から4月30日までの間に受け付けます。
※受付期間が過ぎてしまった場合は、宮城県教育委員会（022-211-3613）まで御連絡ください。
- ・奨学金の給付時期は、通常の給付の時期（7月及び1月）となります。

③異動届（様式第5号）

- ・異動が生じた都度、提出してください。

（3）申請・届出の流れ

①県内の公立小中学校、高等学校に在籍する（を卒業した）者

申請者 → 学校 → 各市町村教委 → 県教委

②県内の上記以外の小中学校、高等学校に在籍する（を卒業した）者

申請者 → 学校 → 県教委

③上記以外の学校に在籍する（を卒業した）者

申請者 → 県教委